

三田市市政への市民参加推進委員会 公募委員選考基準

1 選考委員会の設置

選考を適正に行うため、公募委員の選考委員会を設置する。

- (1) 選考委員会は、理事、経営管理部長、市民生活部長、地域戦略室長、危機管理担当次長で構成する。
- (2) 選考委員会の委員長は、理事をもって充てる。
- (3) 委員長は、選考委員会を招集するとともに、委員会を主宰する。
- (4) 選考委員会の庶務は、政策課で処理する。

2 採点基準

採点は、提出された作文について、次の基準に基づき行うものとする。

- (1) 文章の構成力
文章の展開・構成がしっかりしていること。
- (2) 積極的・建設的発言の期待度
積極的な発言が期待でき、かつ、公平な立場で大局的、建設的な意見が期待できること。

3 選考方法

(1) 第1次選考

ア 採点基準の項目ごとに5点満点とし、各選考委員は、次の区分に従い採点する。

【区分】5点＝優、4点＝秀、3点＝良、2点＝可、1点＝不可

イ 各委員の採点を持ち点として、第2次選考へ進むものとする。ただし、各委員の採点のなかで、「1＝不可」がある応募者については、選考委員会で審議を行い第2次選考に諮るかを決定するものとする。

(2) 第2次選考

第2次選考に進んだ応募者の中から、原則として、第1次選考における上位の得点者を選考するものとする。ただし、複数の応募者の得点が同点の場合は、年齢、性別等を総合的に判断して選考する。

4 選考に関する記録

選考に関する記録は、これを作成し、保存する。